

地域計画策定後の転用許可申請の手続きの流れ

申請予定地が地域計画内で農振農用地区域内の場合

①地域計画の変更

②農振除外

③農地転用申請

①から③の順に手続きが必要です。

地域計画の変更と農振除外は同時に申し出ることが可能です。

農地転用申請の事前相談は受け付けします。

申請予定地が地域計画内で農振農用地区域外の場合

①地域計画の変更

②農地転用申請

①および②の手続きが必要です。

地域計画の変更手続きが完了する前に、農地転用申請の事前相談は受け付けします。